

築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務委託プロポーザル実施要領 (再募集)

1 目的

この要領は、八津田小学校の建替えにあたり、公募型プロポーザル方式により設計者を選定する手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 業務名 築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務
- (2) 業務場所 築上町大字宇留津 332 番地
- (3) 業務内容 八津田小学校建設工事に係る基本設計及び実施設計（内容は、配布資料「特記仕様書」のとおり）
- (4) 履行期間 契約日から令和 2 年 3 月 31 日（提案による前倒しは可）
- (5) 建物用途 小学校（平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第七号第 1 類）
- (6) 計画施設概要
 - ア. 校舎の規模は、延床面積 3,400 平方メートル程度とする。
 - イ. その他の施設概要は、配布資料「八津田小学校整備計画概要」のとおり
- (7) 上限提案価格 88,300,800 円（消費税込み）

3 選定方法

(1) 審査委員会及び審査基準

審査は、学識経験を有する者等で構成する「築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 一次審査

審査委員会の評価により、技術提案できる者を 5 者程度選定する。

(3) 二次審査

一次審査で選定された者の中から、技術提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえた審査委員会の評価により、最優秀者及び次点者を選定する。

(4) プロポーザルの不成立

- ア. 一次審査の参加表明書の提出がない場合。
- イ. 二次審査の技術提案意向表明書の提出がない場合。

4 実施要領等の配布

(1) 配布方法

町ホームページ (<https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/>) からダウンロードすること。

(2) 配布期間 令和元年5月10日(金)から令和元年5月23日(木)まで

(3) 配布資料

- ・ 築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務委託プロポーザル実施要領
- ・ 様式集
- ・ 八津田小学校 計画概要
- ・ 特記仕様書

5 事務局

〒829-0192 福岡県築上郡築上町大字築城 1096 番地

築上町教育委員会 学校教育課 学校管理係

TEL 0930-52-0001 FAX 0930-52-2786

電子メール gakkou@town.chikujo.lg.jp

6 スケジュール

		内 容	期 間
一 次 審 査	参 加 表 明 書 等 の 提 出	実施要領等の配布	令和元年 5月10日(金)から 令和元年 5月23日(木)まで
		参加表明書等に関する質問書の受付	令和元年 5月10日(金)から 令和元年 5月17日(金)まで
		質問書の回答の公表	令和元年 5月20日(月)
		参加表明書等の提出締め切り	令和元年 5月23日(木)まで
		参加表明書等の審査	令和元年 5月27日(月)から 令和元年 5月31日(金)まで
		審査結果の通知	令和元年 5月31日(金)以降
二 次 審 査	技 術 提	技術提案書等に関する質問書の受付	令和元年 6月 3日(月)から 令和元年 6月 7日(金)まで
		質問書の回答の公表	令和元年 6月10日(月)

査	案 書 等 提 出	技術提案意向表明書の提出	令和元年 6月13日(木)まで
		技術提案書等の受付	令和元年 6月3日(月)から 令和元年 6月14日(金)まで
		技術提案書等の審査 プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和元年 6月17日(月)以降
		審査結果の公表	令和元年 6月28日(金)
		契約	令和元年 7月上旬

注) スケジュールは多少前後する場合があります。

注) 現地確認について

- ・ 提出物の精度を上げるために現地確認を行うことは可能とする。
- ・ 土日祝日を除く午前9時から午後4時まで
- ・ 事務局に現地確認希望日時を連絡し、事務局が学校と調整し、日程を決定する。

7 参加資格及び条件

(1) 参加者の構成

- ア. プロポーザルに参加する者は、単体企業とし、共同企業体は参加不可とする。

(2) 共通する参加資格

- ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ. 平成30年度築上町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ウ. 告示日現在において、築上町、福岡県、国土交通省(九州地方整備局管内)及び防衛省(九州防衛局管内)からの入札参加資格停止等の措置を受けていない者であること。
- エ. 告示日現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。)
- オ. 本業務に係る審査委員会の委員でないこと。
- カ. 本業務に係る審査委員会の委員が、自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者でないこと。
- キ. 本業務に係る審査委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。
- ク. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2

条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である者を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 設計業務の参加資格

ア. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第一項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ. 平成21年4月1日以降に、延床面積3,400平方メートル以上の小学校又は中学校（学校教育法第1条に規定する学校の施設）の基本設計及び実施設計を元請又は設計共同企業体の代表構成員として実施した実績を有すること。

ウ. 参加者は、本業務に関して次のとおり設計管理技術者及び主任技術者を配置すること。

a. 設計管理技術者

- ・設計管理技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・設計管理技術者は、参加表明書等の提出以前に参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ・設計管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。

b. 主任技術者

- ・意匠、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- ・意匠主任技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ・意匠主任技術者を除く主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることが出来る。
- ・主任技術者は、以下の資格を有すること。

担 当	資 格 名 称
建築（意匠）	一級建築士又は技術士（建設部門）
建築（構造）	構造設計一級建築士
積算	一級建築士
電気設備	設備設計一級建築士又は技術士（電気電子部門）
機械設備	設備設計一級建築士又は技術士（衛生工学部門）

- ・電気設備主任技術者、機械設備主任技術者のいずれかに、設備設計一級建築士の資格を有する者を配置すること。

エ. 主たる業務分野である建築（意匠）分野の業務を再委託しないこと。また、建築（構造）分野、積算分野、電気設備分野、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者の所属する事務所（以下「協力事務所」という。）が他の参加者の協力事務所となっていないこと。

(4) 失格要件

次のいずれかの事項に該当する場合は、その参加者は失格又は提出した書類が無効になることがある。

- ア. 審査委員会の委員又は事務局関係者に、直接・間接を問わず本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- ウ. 募集要項の規定に違反すると町長が認めた場合。
- エ. 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。
 - a. 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - b. 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
 - c. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - d. 虚偽の記載がある場合。（契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする。）
- オ. 本プロポーザルの公告日から契約日までに、築上町、福岡県、国土交通省（九州地方整備局管内）及び防衛省（九州防衛局管内）からの入札参加資格停止等の措置を受けた場合。

8 参加表明書等（一次審査）の提出

(1) 提出書類及び部数

- ① 参加表明書（様式1）…1部
- ② 設計事務所の概要（様式2）…1部
 - ※ 会社のパンフレット等、会社の概要が分かるものを添付…5部
- ③ 設計事務所の学校建設設計業務実績（様式3）…1部
- ④ 設計管理技術者の経歴及び業務実績・実例（様式4）…1部
- ⑤ 意匠主任技術者の経歴及び業務実績・実例（様式5）…1部
- ⑥ 構造主任技術者の経歴及び業務実績・実例（様式6）…1部
- ⑦ 積算主任技術者の経歴及び業務実績・実例（様式7）…1部
- ⑧ 電気主任技術者の経歴及び業務実績・実例（様式8）…1部
- ⑨ 機械主任技術者の経歴及び業務実績・実例（様式9）…1部
 - ※ ③～⑨の業務実績は、平成21年4月1日以降に着手したものを記入。
- ⑩ 受託した場合のチーム編成（様式10）…1部
- ⑪ 協力事務所の内容等（様式11）…1部
 - ※ 協力事務所等がない場合も、その旨が分かるよう記入し、提出のこと。
- ⑫ 参加表明書等受領書（様式12）…1部
 - ※ ①から⑫までをクリップ等でまとめて提出すること（ホッチキスは用いない）。

(2) 提出方法

ア. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するが、原本が必要な場合は、返信用切手を貼った封筒（定型）を提出書類に同封すること。

ウ. 受付期間

令和元年5月10日（金）から令和元年5月23日（木）午後5時まで
ただし、持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く

エ. 提出場所

2 ページ「5 事務局」まで

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

参加表明書等に関する質問がある場合は、参加表明等に関する質問書【様式13】を電子メールにて「5 事務局」まで提出し、事務局に電話で受信確認すること。電子メール以外での質問は受け付けない。また、二次審査で使用する技術提案書等の内容についての質問は、ここでは受け付けない。

イ. 質問の受付期間

令和元年5月10日（金）から令和元年5月17日（金）午後5時まで。

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和元年5月20日（月）に町公式ホームページにおいて公表する。

9 審査結果（一次審査）の通知

令和元年5月31日（金）以降、参加表明書等を提出した全ての参加者に対し、郵送にて通知する。

10 技術提案書等（二次審査）の提出

(1) 提出書類及び部数

- ① 技術提案意向表明書（様式14）…1部 ※令和元年6月13日（木）までに提出
- ② 技術提案書（様式15）…5部
- ③ 設計工程計画表（様式16）…5部
- ④ 業務の実施方針（様式17）…5部

- ⑤ 課題に基づく技術提案（様式18）…5部
- ⑥ 提案価格見積書（様式19）…1部
- ⑦ 技術提案書等受領書（様式20）…1部

※②から⑤は、クリップ等でまとめて提出すること。（ホッチキスは用いない）

※⑥は封緘した上で提出すること。

（2）書類の提出方法

ア. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するが、原本が必要な場合は、返信用切手を貼った封筒（定型）を提出書類に同封すること。

ウ. 受付期間

令和元年6月3日（月）から令和元年6月14日（金）午後5時まで

ただし、持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く

エ. 提出場所

2ページ「5 事務局」まで

（3）提案を求める課題

「別紙 八津田小学校整備計画概要」を基に、本プロポーザルにおいて技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とする。

- ① テーマ：教育の未来を創る学校「将来の教育環境の変化に柔軟に対応でき、児童の可能性を大きく引き出す教育環境をつくる」
 - ア. 校舎の基本構造に関しては、防火・耐震等の安全性、防音効果(防衛省補助事業を予定)を考慮し鉄筋コンクリート造を主体に計画。
 - イ. 多様な学習形態に対応した特色のある学習環境の整備。
 - ウ. 情報教育環境の変化にも対応可能なインフラ整備。

- ② テーマ：健やかな身体を育む学校「環境に配慮した身体にやさしい快適な学校をつくる」
 - ア. 校舎周辺の自然環境、地形や風景と共生する周辺の景観とマッチした外観形状や使用する部材等の技術提案。また、自然のぬくもりを感じられるよう、内装木質化を併せて進め、コスト等も含めたバランスの良い技術提案。
 - イ. 自然エネルギーを利用した発電設備等の設置により、環境負荷軽減を図り、環境保全に対する意識向上が図られる施設。

ウ. 自然採光に配慮し、防音対策や空調設備が整備され、快適に過ごせる学校の整備。

③ テーマ：地域と共生する学校「安全・安心で地域住民が利用しやすい開かれた学校をつくる」

ア. 児童、教師及び利用する地域住民が安全かつ円滑に移動できる動線の確保やゆとりを持って生活できる空間の整備。

イ. コミュニティ・スクールや、地域コミュニティの活性化に活用できる生活交流空間等の整備。

ウ. すべての人に優しく対応できるユニバーサルデザインの施設とする。

④ テーマ：地域防災の拠点となる学校「地域の防災拠点・避難所として利用できる学校をつくる」

ア. 災害時に、児童及び地域住民が、安全に避難することができ、地域防災拠点として機能する学校施設。

イ. 非常時にも対応でき、非常用電源や防災に役立つ施設の整備や、避難所としての機能を果たすため、耐震性等に配慮した構造。

ウ. 防災拠点として様々な災害状況に対応し、長期避難者の滞在等も可能となるような施設整備。

⑤ その他提案事項

上記①～④で求める技術提案項目以外に、学校教育のみならず幅広く効果が期待できる提案事項があれば記載してください。

⑥ 関連事項

既存校舎を取り壊した後の外構や既存の物の有効活用、コミュニティ・スクールの促進、地域開放、エコスクールの促進等に資する施設等の設計提案など(学校敷地外の活用を提案に含めても構いません)

⑦ 提案価格見積書【様式19】

本業務に係る見積金額を記入し、封緘した上で提出すること。

見積書の内訳金額には、基本設計費、実施設計費、解体設計費、外構設計費とし、地質調査、測量、アスベスト調査等の設計に当たって必要な調査業務等は、基本設計費に含むものとする。

確認申請手続き等必要な届出に係る費用については、実施設計費に含むものとする。

(4) 技術提案資料作成上の留意事項

ア. 技術提案は、文書での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ. 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。

- ウ. 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- エ. 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- オ. 文字の大きさは原則として 10.5 ポイント以上とすること。白黒・カラーは問わない。
- カ. 参加者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述をしてはならない。
- キ. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とすること。
- ク. 要求した内容以外の書類や図面等は、受理しない。

(5) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

技術提案書等に関する質問がある場合は、質問書【様式 21】を添付した電子メールにて「5 事務局」まで提出すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

イ. 質問の受付期間

令和元年 6 月 3 日（月）から令和元年 6 月 7 日（金）午後 5 時まで。

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和元年 6 月 10 日（月）に町公式ホームページにおいて公表する。

(6) 辞退

技術提案書等の提出者に選定された者（一次審査で選定された者）が提出を辞退する場合は、辞退理由を記載した任意書式の書面により、令和元年 6 月 13 日（木）までに事務局まで持参又は郵送すること。辞退した場合でも、これを理由として以後に不利益な扱いを受けることはない。

1 1 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、技術提案書受付締切後の令和元年 6 月 17 日（月）以降に開催し、詳細な時間、会場その他の実施要項は、一次審査で選定された者に対し別途通知する。

ア. プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。

イ. プレゼンテーション及びヒアリングへの参加は、当該業務に予定する設計管理技術者、意匠主任技術者を含む 5 名以内とする。

ウ. プレゼンテーション及びヒアリング時の説明には、提出した技術提案書等のみを使用する

こと。技術提案書等の内容をそのまま又は要約し、パワーポイント等によりプロジェクターで投影して説明することは可とするが、投影したスライドの内容を印刷したものや技術提案書等の要約版を含め、当日の追加資料の配布は認めない。

エ. プロジェクターで投影して説明する場合、ノートパソコンは参加者で用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意した機器を使用するものとする。コネクター等の仕様は、別途通知にて確認すること。

オ. プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない者は、評価の対象としない。

1 2 審査結果（二次審査）の公表及び通知

令和元年6月28日（金）に通知を予定しており、最優秀者及び次点者の審査結果は、町公式ホームページで公表するほか、技術提案書等を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

1 3 契約手続き

（1）契約交渉

町は、審査委員会の選定した最優秀者を優先交渉権者とし、契約交渉等を行うものとする。

優先交渉権者に事故等があり、契約交渉等が不可能となった場合は、次点者を契約交渉等の相手方とする。

（2）契約の保証

契約保証金の取扱いは、築上町財務規則（平成18年1月10日規則第38号）第85条の規定に基づくものとする。

（3）支払条件

本業務は、令和元年度の業務とし、支払については、築上町財務規則（平成18年1月10日規則第38号）及び契約書に基づき支払うものとする。

1 4 技術提案の履行確認

事業者は、技術提案書および契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。

ただし、技術提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。

また、事業者は自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行できなくなった場合、町が指定する期間内に違約金を納めるものとする。

1 5 その他

（1）本プロポーザルの参加のために参加者が要した費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

- ア. 提出された書類は、返却しない。
- イ. 提出された書類は、本プロポーザルにおける審査以外の目的で使用せず、第三者に対して提供又は公開しない。ただし、審査に必要な範囲内で複製することができるものとする。
- ウ. 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した設計管理技術者及び各主任技術者は、病休、死亡、退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- エ. 提出する書類に虚偽の記載をした参加者に対して、指名停止措置を行うことがある。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき、1案とする。

附 則

- (1) 平成31年4月18日付築上町告示第32号については、廃止する。